



月	納期限	市税				市料金など			
		軽自動車税 (種別割)	固定資産税 都市計画税	市県民税	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	介護 保険料	水道料金 下水道使用料	下水道 受益者 負担金
4月	4月30日(木)				第1期	第1期	第1期	4月請求分	
5月	6月1日(月)	全期	第1期		第2期	第2期	第2期	5月請求分	
6月	6月30日(火)			第1期	第3期	第3期	第3期	6月請求分	第1期
7月	7月31日(金)		第2期		第4期	第4期	第4期	7月請求分	
8月	8月31日(月)			第2期	第5期	第5期	第5期	8月請求分	第2期
9月	9月30日(水)				第6期	第6期	第6期	9月請求分	
10月	11月2日(月)			第3期	第7期	第7期	第7期	10月請求分	第3期
11月	11月30日(月)				第8期	第8期	第8期	11月請求分	
12月	12月25日(金)		第3期		第9期	第9期	第9期	12月請求分	
1月	2月1日(月)			第4期	第10期	第10期	第10期	1月請求分	第4期
2月	3月1日(月)		第4期		第11期	第11期	第11期	2月請求分	
3月	3月31日(水)				第12期	第12期	第12期	3月請求分	

## 口座振替日

後期高齢者医療保険料(※)  
介護保険料  
水道料金・下水道使用料(※)  
下水道受益者負担金

★納期限は原則月末です(12月は納期限が25日になります)。  
★全納振替は、各税目の第1期に年税額を振替します。  
★水道料金・下水道使用料以外は、口座振替日に振替できなかった場合の再振替はしません。振替不能をお知らせするはがきで、直接納付してください。

※) 令和2年度から振替日が変更となりました。

末日  
(12月は25日)

## 問い合わせ

- ◇市税などに関すること
  - ・市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割) 税務課(☎58-2206 ㊟58-2292)
  - ・国民健康保険税 保険年金課(☎58-2236 ㊟58-2293)
- ◇税の納付に関すること
  - 債権管理課(納税課)(☎58-2207 ㊟58-2292)
- ◇後期高齢者医療保険料に関すること
  - 保険年金課(☎58-2236 ㊟58-2293)
- ◇介護保険料に関すること
  - 介護長寿課(☎58-2233 ㊟58-2292)
- ◇水道料金・下水道使用料に関すること
- ◇下水道受益者負担金に関すること
  - 上下水道課(☎58-2260 ㊟58-2296)

口座振替による納付が便利です。  
申込は市内の金融機関もしくは市役所、寺井・根上窓口センターに依頼書がありますのでご利用ください。

# 令和2年4月1日から 能美市債権管理条例が施行されます

3月議会定例会において、能美市債権管理条例の制定が可決され、令和2年4月1日から施行されます。

この条例は、市の債権の管理に関する事務の統一的な基準を定めることで、市の債権管理の適正化を図り、市民負担の公平性の確保および健全で持続可能な行財政運営に資することを目的としています。

問い合わせ 債権管理課(納税課) (☎58-2207、㊟58-2292)

## ■ 債権管理条例制定の目的

「事務の統一的な処理基準を定める」・「市民負担の公平性の確保」

## ■ 債権管理条例制定の概要：市が扱うすべての債権(金銭債権)を対象とします。

### 延滞金・遅延損害金の規定を整備

令和3年4月1日以降に発生する各債権について、履行期限を超過した日数に応じて、延滞金または遅延損害金を徴収します。  
※既に延滞金を徴収している市税(国民健康保険税含む)、後期高齢者医療保険料、介護保険料を除く。

### 督促手数料の廃止

債権管理条例制定に合わせて、令和2年4月1日以降に新たに発送する督促状の督促手数料の徴収を廃止します。

### 債権放棄の規定を整備

適正な滞納整理を徹底して、なお徴収が不能と判断される場合は、私債権等について、その権利を放棄できるものとします。

## ■ 納期内に納付されている方との公平性を保つため、滞納処分等を行います。

### 滞納処分・強制執行

- 今まで市税の滞納に対して行っていました滞納処分について、他の債権の滞納についても同様に行います。
- 督促後に、履行期限を超過してもなお納付されず滞納が続けば、納期内に納付されている多くの方との公平性を保つため、預金や不動産の差押などの滞納処分や強制執行を行います。

## ■ 納付が困難な場合は、すみやかに納付相談をしてください。

- やむを得ない事由により納付が困難な方につきましては、分割での納付や履行期限の延長などの手続を行える場合があります。
- 納付がないまま放置しておくと、滞納処分や強制執行が行われる可能性があります。
- 納付についてお困りのことがありましたら、速やかに各担当課にご相談ください。

## 納期内納付のお願い

本市では、行政サービスの提供に必要な自主財源の確保や納期内に納付されている多くの方との公平性を保つため、今後もさまざまな取り組みを行ってまいります。  
今後とも市税や各種料金などの納期内納付にご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

